

## エ 留意事項

- (ア) 防疫作業に係る動員に当たって、屋外での連続作業が可能な健康状態であるかについては、あらかじめ各所属長において確認する。
- (イ) 防疫作業員を動員する際には、あらかじめ、作業内容とともに、作業終了後7日間は鳥類に接触しないよう周知を徹底する。
- (ウ) 班編制を行う際は連絡・調整面を考慮し、原則、同じ所属の者を同じ班・係・シフトとする。

## オ 必要資機材

- (ア) 各種情報共有資機材 (ホワイトボードなど)
- (イ) 各連絡先
- (ウ) 通信機器、PC

## カ 連絡先

総括・調整班 担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

本庁企画・総務班 担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

現地指揮所連絡調整係 担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

キ 参考

(ア) 動員に係る分担例

分担事項		派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出			動員・班編制係	本庁対策本部指揮室 調整班企画・総務係 (農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整			動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知		動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知		動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	受付		集合施設運営係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助		集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導		集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知		集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付		食事係	
作業場所	作業場所への移動手段の手配		輸送・宿泊・食事係	
	汚染エリア出入時の補助・手順の指示		現地受入係	
	受付、作業開始・終了の指示		農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	集合施設への移動手段の通知		農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	軽食、飲料の配付		現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

- \*  
 ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。  
 ・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。  
 ・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。  
 ・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

(イ) 様式等の例

(作成例)

モデル1,3 (3交代制)					モデル2,4 (2交代制)					
各動員時の想定 シフト表Ⅱ	X月1日	X月1日	X月1日	計 (1日計)	各動員時の想定 シフト表Ⅱ	X月1日	X月1日	計 (1日計)	モデル1 3交代制 1日分	モデル2 2交代制 1日分
	夜シフト	朝シフト	タシフト			夜シフト	昼シフト			
家畜防疫員 管内家保 他家保派遣					家畜防疫員 管内家保 他家保派遣					
一般(局、本庁、市町村、関係団体等) (内殺処分) 管内手配 局内 市町村 XXX市 XXX町 XXX町 関係団体 本庁・他局					一般(局、本庁、市町村、関係団体等) (内殺処分) 管内手配 局内 市町村 XXX市 XXX町 XXX町 関係団体 本庁・他局					
重機オペレーター					重機オペレーター					
自衛隊					自衛隊					
医師、保健師					医師、保健師					
計					計					
各班長、指揮室運営 *上の外数 局内 本庁					各班長、指揮室運営 *上の外数 局内 本庁					





(作成例)

防疫作業員派遣依頼票

平成 月 年 日

様

〇〇 (総合) 振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部長

\_\_\_市 (町村) で発生した高病原性鳥インフルエンザ (疑い事例) に係  
る協力について (依頼)

平成 年 月 日、 \_\_\_市 (町村) で発生した高病原性鳥インフルエンザ (疑い事  
例) について、〇〇 (総合) 振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部を立ち上げそ  
のまん延防止に向けた防疫の徹底を図っているところです。

つきましては、防疫作業に万全を期すため、防疫作業協力者の派遣に係る協力につ  
いてよろしくお願ひします。

記

1 防疫作業協力者の派遣要請内容について

想定作業	集合場所	集合時間	人数	備 考
防疫作業 (殺処分等)	宿泊施設 (〇〇市内)	〇月〇日 〇時〇分	〇人	原則として〇日まで作業可能な方。 〇日〇時〇分、宿泊施設からバスで 集合施設へ移動し、作業実施の予定。
防疫作業 (屋外)	宿泊施設 (〇〇市内)	〇月〇日 〇時〇分	〇人	原則として〇日まで作業可能な方。 〇日〇時〇分、宿泊施設からバスで 集合施設へ移動し、作業実施の予定。

2 派遣者リストの作成について

派遣いただける方を別添リストに記載願ひます。

連絡先 \_\_\_ (総合) 振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部  
(総合) 振興局\_\_\_部\_\_\_課 \_\_\_\_\_

TEL : XXXX-XX-XXXX FAX : XXXX-XX-XXXX

(別添)

	所 属	氏 名	性別	年齢	連 絡 先	班長に○
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

	所 属	氏 名	性別	年齢	連 絡 先	班長に○
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

### (3) 輸送・宿泊・食事係

#### ア 作業内容

- (ア) 防疫作業員のバス輸送
- (イ) 防疫作業員の宿泊の手配
- (ウ) 防疫作業員の食事の手配

#### イ 人員構成

すべて(総合)振興局職員

例)	輸送担当	1名	
	宿泊担当	1名	
	食事担当	1名	計 3名

#### ウ 作業手順

##### (ア) 防疫作業員の輸送

###### a 輸送手段の確保

バス会社と契約を締結し、バス等の輸送用車両及び運転手を確保する。防疫作業は24時間体制で行われるため、運転手の拘束時間にも配慮して契約すること。なお、簡易検査陽性後直ちに、先遣隊(受入)、会場運営係、資機材管理係、食事係の人員計50名を集合施設へ輸送するための大型バス1台を手配すること。※先遣隊(受入)の人員は集合施設に立ち寄った後農場まで輸送

###### b バスの運行管理

集合施設、農場、宿泊施設等間のバスの運行を管理するため、バス時刻表の作成と更新を行い、各担当者と情報共有する。

###### c 防疫作業員の輸送

動員・班編制係が作成する防疫作業員のシフト表を基に各防疫作業員にバス時刻表の情報を確実に伝え、各現場に人員を輸送する。なお、乗車時に「防疫作業員への留意事項」を配付するよう、バス会社に事前に依頼する。

##### (イ) 宿泊の手配

動員・班編制係が作成する防疫作業員に関するシフト表を基に、必要な数の宿泊先を手配するとともに、手配した宿泊先の情報を宿泊予定者に確実に伝える。

管外から派遣される防疫作業員は本庁指揮室調整班で宿泊先を手配するため、集合施設への輸送に支障のない適切な宿泊候補地を動員要請時に提示する。

宿泊先には、宿泊者への「一般従事者への留意事項」の配付を依頼する。

##### (ウ) 食事の手配

###### a 食事発注数量計画の作成

動員・班編制係より防疫作業員に関するシフト表を入手し、食事等(食事、食器、軽食、飲料水、お湯とポット等)の数量と到着予定時間を記載した食事発注数量計画を作成する(提供は4回/日)。発注数量は必要数よりも1割程度多めにし、不足しないよう調整する。

###### b 業者の選定、発注

(a) あらかじめ食事等の確保先を市町村に十分に確認し、必要に応じて仕出し



業者のほかスーパーやコンビニエンスストア等と供給体制を打合せておく。

- (b) 食事発注数量計画の情報を食事係と共有し、集合施設等での受取に支障が生じないようにする。なお、食事等代金は食卓料(2,200円/人/夜)を上限とする。

## エ 留意事項

- (ア) 宿泊先の手配について

日頃より地域の観光協会や旅行会社等と打合せを行い、発生時に手配等に係る事務を外部委託することで労力軽減を図ることが望ましい。

- (イ) 食事の手配について

食事の確保は防疫作業員の士気に直結するので、数量が確保できないおそれがある場合は臨時に買い出しをする体制を設けるなど、柔軟な対応が必要。また、鶏肉・卵の使用を控えたメニューや、気温に応じた飲み物の手配などの配慮が望ましい。

## オ 必要資機材

- (ア) 防疫作業員の輸送：防疫作業員のシフト表、バス会社リスト  
(イ) 宿泊の手配：宿泊先リスト  
(ウ) 食事の手配：食事発注数量計画、発注先リスト

カ 連絡先

総括・調整班－動員・班編制係

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

防疫支援班－食事係

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

防疫支援班－連絡調整係

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

バス会社

社名・担当者名	連絡先

宿泊施設

社名・担当者名	連絡先

仕出等

社名・担当者名	連絡先

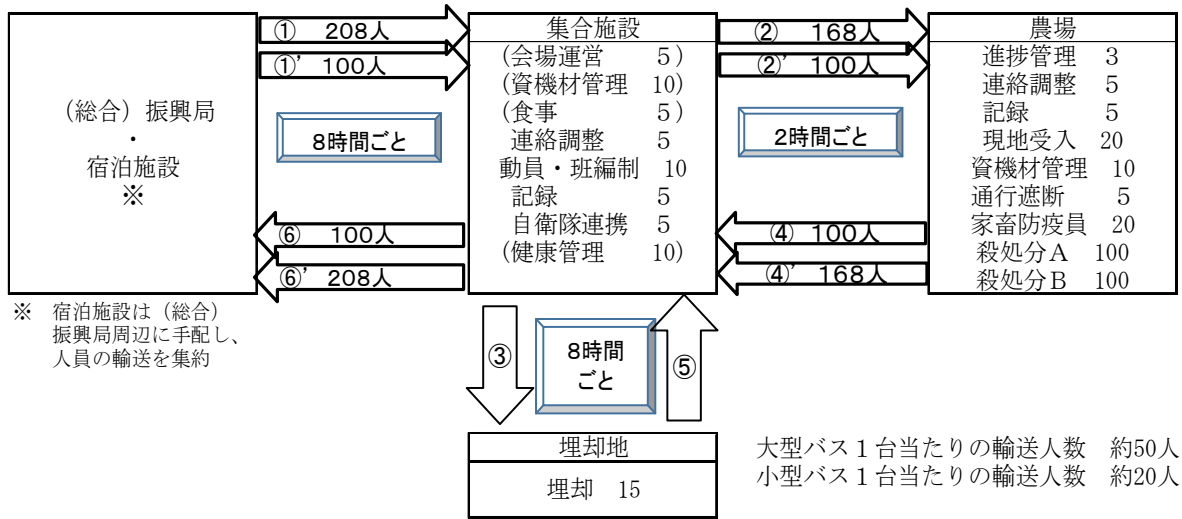
キ 各種様式ほか

- (ア) 防疫作業（初期）の人員の輸送イメージ（案）
- (イ) 輸送バスの運行イメージ（案）
- (ウ) 宿泊者リスト（案）（様式）
- (エ）食事発注数量計画（案）（様式）

(ア) 防疫作業（初期）の人員輸送イメージ（案）

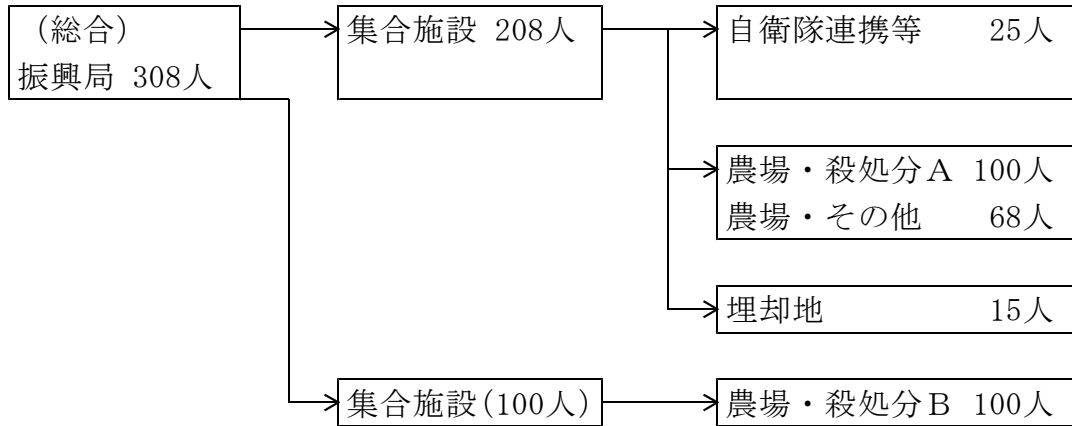
作業場所	係	人数	発生からの経過時間と動員人員数					備考						
			-12時間	-8時間	-4時間	2時間	4時間		...					
農場	先遣隊(計画)	10	10					発生後は各班に合流し補佐						
農場	先遣隊(受入)	30	30											
農場	防疫作業進捗管理	3	/					8時間交代 8時間作業後帰庁						
農場	連絡調整	5							5+2(先遣隊より合流)					
農場	記録	5							5					
農場	現地受入	20							20+10(先遣隊より合流)					
農場	資機材管理	10							10+15(先遣隊より合流)					
農場	通行遮断	5							5+3(先遣隊より合流)					
農場	家畜防疫員	20							20					
農場	殺処分A	100							100 (休憩)					6時間交代 6時間作業(中2時間休憩)後帰庁
農場	殺処分B	100							100					
埋却地	埋却	15							15					8時間交代 8時間作業後帰庁
集合施設	会場運営	5	5											
集合施設	資機材管理	10	10											
集合施設	食事	5	5											
集合施設	連絡調整	5	5											
集合施設	動員・班編制	10	10											
集合施設	記録	5	5											
集合施設	自衛隊連携	5	5											
集合施設	健康管理・感染症対策	10	10											
移動人員	人数	10	50	10	168	100	【運行例】 一般的な大型バス:約50人/台 発生後2時間までに局から208人輸送 (208/50=4台) 発生後4時間までにさらに100人輸送 (100/50=2台) 100人を2時間おきにローテーション (6台×2ローテ ※場合により上記から流用) よって、発生決定までに 最低6台の大型バスが必要							
	移動方法	各自	バス (各自)	各自	バス	バス								
	移動場所	→農場	→農場	→集合施設	局→ 集合施設(208)	局→ 集合施設(100)								
			→農場		集合施設 →農場(168)	集合施設 →農場(100)								
				集合施設 →埋却地(15)										

(イ) 輸送バスの運行イメージ (案)

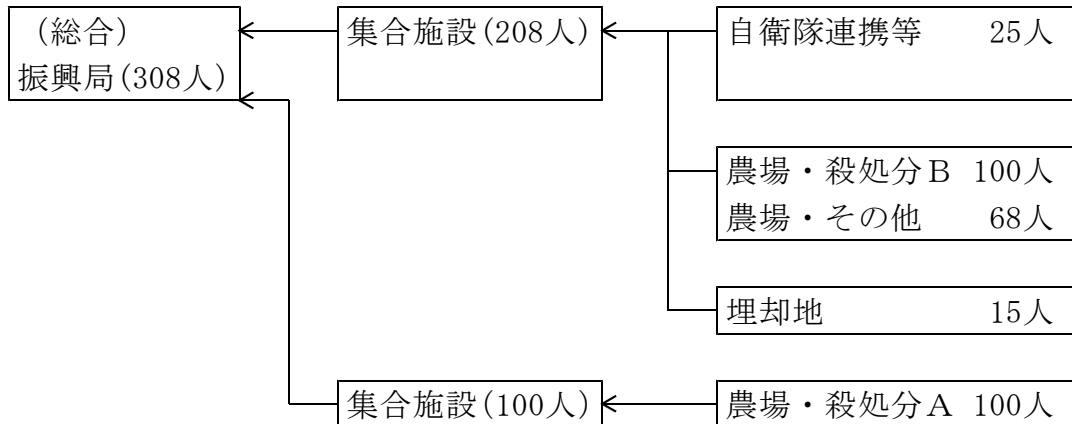


a 人数の振り分け

(a) 行き



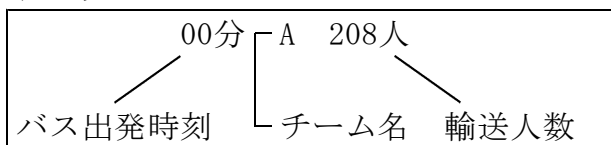
(b) 帰り



b バス時刻表(夜中の0時から作業本格開始として作成)

路線	(総合) 振興局 ⇔ 集合施設		集合施設 ⇔ 農場		集合施設 ⇔ 埋却地		集 合 施 設 運 営 な ど
	①	②	③	④	⑤	⑥	
出発 到着	(総合) 振興局 集合施設	集合施設 (総合) 振興局	集合施設 農場	農場 集合施設	集合施設 埋却地	埋却地 集合施設	
23時	00分A208人		45分A168人		45分A15人		A25人
0時		(45分)		(15分)		(15分)	
1時	00分B100人		45分B100人				
2時				15分A100人			
3時			45分A100人				
4時				15分B100人			
5時			45分B100人				
6時		45分A100人		15分A100人			
7時	00分C208人		45分C168人		45分C15人		C25人
8時		45分AB208人		15分AB168人		15分A15人	A25人
9時	00分D100人		45分D100人				
10時				15分C100人			
11時			45分C100人				
12時				15分D100人			
13時			45分D100人				
14時		45分C100人		15分C100人			
15時	00分E208人		45分E168人		45分E15人		E25人
16時		45分CD208人		15分CD168人		15分C15人	C25人
17時	00分F100人		45分F100人				
18時				15分E100人			
19時			45分E100人				
20時				15分F100人			
21時			45分F100人				
22時		45分E100人		15分E100人			
23時	00分A208人		45分A100人		45分A15人		A25人
24時		45分EF208人		15分EF168人		15分E15人	E25人
	大型バス	ピーク時 6 台	大型バス	恒常的に 4 台	小型バス	1 台	

表の見方



※ ピーク時に必要なバスの台数：11台

(ウ) 宿泊者リスト (案)

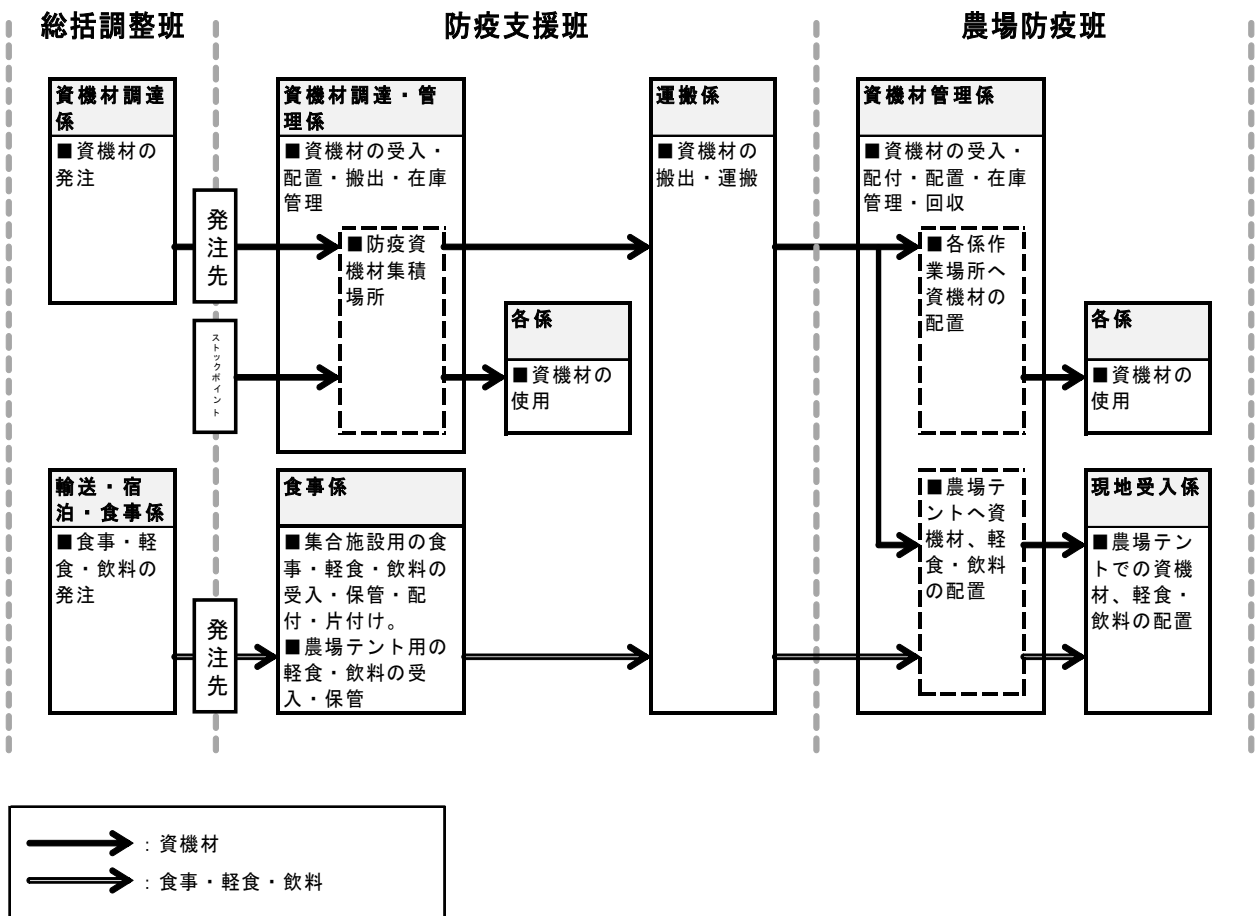
(様式例)							
NO	ホテル名	部屋	所属	氏名	緊急連絡先	チェックイン 予定時刻	備考

(エ) 食事発注数量計画 (案)

(様式例)						
NO	食品名	発注先	発注数量	食品到達時刻	廃棄予定時刻	発注者

ケ 参考

(ア) 食事の管理に係る分担例



## (イ) 動員に係る分担例

分担事項		派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出			動員・班編制係	本庁対策本部指揮室調整班企画・総務係(農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整			動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知		動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知		動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	受付		集合施設運営係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助		集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導		集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知		集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付		食事係	
作業場所	作業場所への移動手段の手配		輸送・宿泊・食事係	
	汚染エリア出入時の補助・手順の指示		現地受入係	
	受付、作業開始・終了の指示		農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	集合施設への移動手段の通知		農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	軽食、飲料の配付		現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

- \*
- ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。
  - ・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。
  - ・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。
  - ・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

## (4) 資機材調達係

### ア 作業内容

防疫措置に必要な資機材を調達し、集合施設、農場、埋却地及び消毒ポイント等への配置を手配するほか、防疫措置完了後は撤収に係る事務を担う。

なお、調達等における契約事務にあつては、対策本部設置後、同本部からの指示を受け開始する。

また、調達品目、調達量に応じて、(総合) 振興局指室内で増員又は再分担を要する。

### イ 人員構成

(総合) 振興局職員 2 名以上。

### ウ 作業手順

#### (ア) 調達の概要

防疫計画に基づき、各防疫作業で使用する順に資機材を調達する。なお、緊急に必要な生じた資機材については防疫計画によらず対応する。

発注業者に対し、納品場所、納品方法、検収担当者を伝達し、納品時期の目処、梱包方法を確認する。また、このことについて検収担当者と共有する。

管内の業者等のみからでは必要な調達が困難な場合、本庁対策本部支援班(以下、本項において「本庁支援班」)を介し、他管内業者等への発注を行う。

#### (イ) 各資機材の調達

##### a 運送車両

管内輸送業者、レンタカー業者等への発注。また、地区トラック協会に相談し、手配、業者の紹介等の依頼を図る。

##### b 重機等

埋却に係る業務委託以外、農場内における死体、汚染物品運搬等に要する重機等について、埋却に係る協定又は資機材等賃借に係る協定締結先を介し入手を図る。なお、オペレーターを含め作業者の手配を要す場合、委託契約とすることを検討する。

##### c 防疫フェンス

埋却地周辺の防疫フェンスの設置については、埋却に係る業務委託に係る協定に含まれる。埋却地のほか、農場での作業にあたり、隣接農場等との距離や位置関係を踏まえ、飛沫や粉末の飛散による影響を無視できず、まん延防止上必要と考えられるため、対策本部が防疫フェンスの設置を決定した場合、埋却に係る業務委託に係る協定の締結先等を介して設置を委託する。

設置の実際にあつては、設置場所において資機材調達・管理係が受注業者に作業又は安全に係る事項等指示する。



d テント、プレハブ

資機材等賃借に係る協定締結先を介し入手を図る。必要に応じて、関係機関、団体等が所有する設備の提供、賃借の依頼を図る。

e トイレ

テント、プレハブ等と同様に入手を図る。

なお、管理を含め委託契約とすることを検討する。

f エンジン、電気機器等（動力噴霧機、小型発電機、照明機器等）

資機材等賃借に係る協定締結先を介し入手を図る。照明が不足する場合、本庁支援班を介し、開発局への投光車に係る協力を要請する。

g 消耗品

管内小売店、資機材調達に係る協定締結先を介し入手を図る。

h 通信機器

上記とあわせ、パソコン、通信機器の手配も行う。

なお、携帯電話（必要に応じて衛星電話）については、本庁支援班が各（総合）振興局対策本部使用分とあわせて手配するが、管内においても手配を図ること。

i 備蓄資機材

管轄家保に備蓄している資機材について、集合施設への輸送を手配する。

また、他家保、緊急防疫資材ストックポイントに備蓄されている資機材の輸送の手配は、本庁支援班が関係（総合）振興局の協力を得て手配する。

なお、炭酸ガスボンベ及びその関連資機材の輸送、調達については本庁指揮室防疫班が担当する。

(ウ) 撤収作業

a 廃棄処理

(a) 一般廃棄物

発生市町村と、廃棄対象及び手順について打合せ、適切に処理する。

(b) 産業廃棄物

（総合）振興局の環境生活課と、廃棄対象及び手順について打合せ、適切に処理する。

b 回収・再利用

防疫措置完了後に集合施設に保管されている資機材は、備蓄用に再利用するため、集合施設から各備蓄場所へ輸送する。

## エ 留意事項

飲料水、軽食は、輸送・宿泊・食事係が行う。

## オ 必要資機材

防疫計画（案）、資機材配付計画（様式未定）、  
物品購入決定書、役務費決定書、委託契約書ひな形 ほか

カ 連絡先

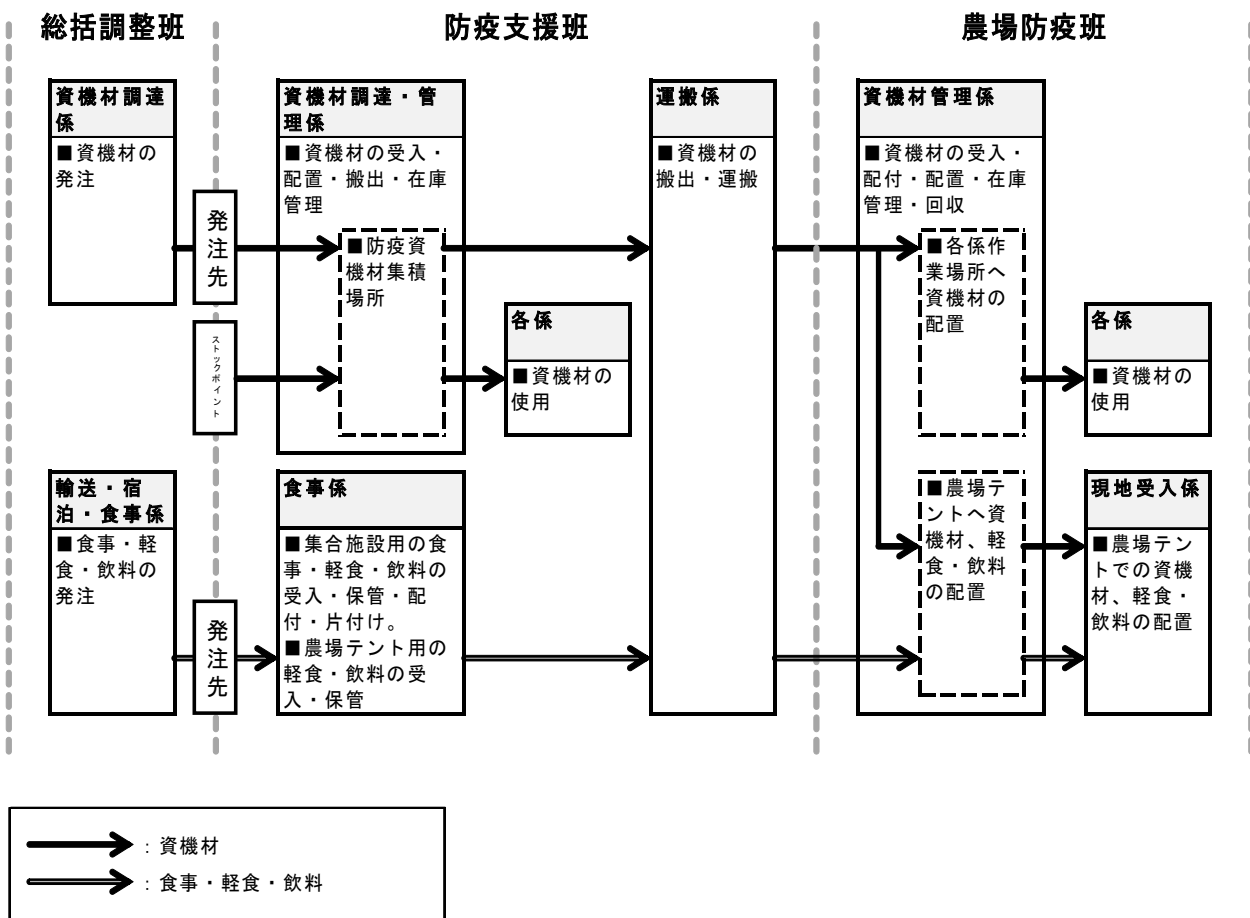
防疫支援班－資機材調達・管理係

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

キ 参考

資機材管理に係る分担例





## (5) 広報・記録係

### ア 作業内容

- (ア) 防疫作業進捗状況の整理  
各作業の進捗状況を整理し、防疫班の防疫対策係（本庁指揮室）へ報告する。
- (イ) (総合) 振興局における報道対応  
調整班の農政課（本庁指揮室）と調整の上、定期的にプレスリリースを行う。
- (ウ) 道民への情報提供、風評被害防止  
プレスリリース等のHP掲載、電話問い合わせへの適宜対応により、風評被害の発生の防止に努める。

### イ 作業手順

- (ア) 防疫作業の進捗状況の整理  
農場防疫班の連絡調整係から総括・調整班の連絡調整係へ写真メール等で提供される防疫作業（殺処分、埋却、消毒等）の進捗状況を都度整理し、総括・調整班ー連絡調整係に提出する。
  - (イ) プレスリリースまでの基本的な流れ
    - a 広報・記録係は、本庁指揮室と調整し、現場に派遣されている撮影係に具体的な撮影内容を指示。
    - b 撮影係は指示に従い、直ちに作業現場で撮影。
    - c 撮影係は広報・記録係へ速やかにデータを送信。
    - d 広報・記録係は共有フォルダを活用するなどし、受信したデータを調整班農政課（本庁指揮室）へ提供。
    - e 広報・記録係は本庁指揮室の調整班から提供されたプレスリリース（案）を確認し、(総合) 振興局の様式に変更した上で、総括・調整班長へ提出。
    - f 総括・調整班長は、プレス発表予定の1時間前を目安に、(総合) 振興局内の対策本部長（局長）、指揮室長（副局長）、室長補佐、副室長にプレスリリース（案）及び配布日時を報告し、副室長は各班長と情報共有する。報告終了後、広報・記録係は、発生市町村にもプレスリリース（案）及び配布日時を連絡。
    - g 広報・記録係は地域政策課の広報担当に配布部数を確認の上、必要部数をコピーし、担当者へ提出。配布日時以降、プレスリリースを(総合) 振興局HPへ掲載。なお、隣接市町村等については、速やかに別途通知する。
- \* 時間外、休日中の報道対応について、農務課は事前に地域政策課と協議する。
- \* 報道発表と同時に記者会見を行う場合は、報道陣配布分のプレスリリースも用意し、会場に(総合) 振興局対策本部長（局長）、副室長の机・席、報道陣の席を準備（予定時刻になったらプレスリリースを実施）。

(ウ) 道民への情報提供

広報・記録係は、電話問い合わせに適宜対応するなどして、道民の疑問・不安を解消するとともに、風評被害の発生防止に努める。

ウ 必要資機材

ネットワーク通信機器 (パソコン、タブレット等)、広報室

エ 連絡先

(ア) 本庁農政部農政課企画係 内線：27-139

(イ) 本庁農政部畜産振興課家畜衛生係 内線：27-752

(ウ) 農場防疫班-撮影係

第1陣

所属・職名	氏名	携帯番号等	メールアドレス	備考

第2陣

所属・職名	氏名	携帯番号等	メールアドレス	備考

第3陣

所属・職名	氏名	携帯番号等	メールアドレス	備考

## オ 参考

### プレスリリースの実例 (平成28年12月16日 清水町の事例)

平成28年12月16日 (金)

- 14時30分 ・北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会の開催について
- 〃 ・清水町で家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生しました。
- 15時30分 ・北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会を開催しました。
- 22時30分 ・清水町で家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。
- 23時00分 ・北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催しました。

平成28年12月17日 (土)

- 8時30分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る消毒ポイントを設置します。
- 13時00分 ・第2回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 〃 ・高病原性鳥インフルエンザに係る殺処分を開始しました。
- 15時30分 ・第2回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。
- 22時30分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について

平成28年12月18日 (日)

- 14時00分 ・第3回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 16時30分 ・第3回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。
- 20時00分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る埋却作業の開始について
- 21時30分 ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の殺処分状況について (予告)
- 23時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の殺処分状況について

平成28年12月19日 (月)

- 15時30分 ・第4回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 17時30分 ・第4回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。
- 23時30分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について

平成28年12月20日 (火)

- 7時45分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について
- 14時00分 ・高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について”

平成28年12月22日 (木)

- 20時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生農場の防疫措置について

平成28年12月23日 (金)

- 17時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生農場の防疫措置について

平成28年12月24日 (土)

- 19時30分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生農場の防疫措置の完了について

平成28年12月27日 (火)

- 13時30分 ・第5回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 16時20分 ・第5回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

平成29年1月10日 (土)

- 15時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生に係る搬出制限区域の解除について

平成29年1月13日 (金)

- 17時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置の終了について



## (6) 自衛隊連携係

### ア 作業内容

自衛隊、現地指揮所内、本庁指揮室調整班災害派遣調整係との連携調整

### イ 作業場所

(総合) 振興局内

### ウ 人員構成

(総合) 振興局地域政策課 数人

### エ 作業手順

#### (ア) 平常時の対応

- a 日頃から自衛隊と密に連絡をとっておくことが望ましい。目的は次のとおり。
  - ・ 駐屯地が遠方、若しくは一部の職種の部隊しか近くに駐屯していない場合の対応のため
  - ・ 自衛隊の派遣部隊の派遣規模に応じた面積が確保できる集結場所(公園、市民体育館のグラウンド等)の候補地の地図を各(総合)振興局があらかじめ用意しておく必要があるため。
- b 道以外の関係機関、団体等を広く参集する防疫演習開催時、管内の自衛隊等に参加を依頼し、発生時の連携について確認する。

#### (イ) 通報を受けてから指揮所が出来るまでの対応

- a 自衛隊の待機、休憩、車両駐車及び資機材保管その他活動のために必要な場所の有無、並びに食事提供の可否を検討し、本庁対策本部に報告する。
- b 発生場所を所管する自衛隊師団(又は旅団)及び本庁と随時連絡調整する。この際、災害派遣要請に関する調整も併せて実施する。
- c 指揮所設置に際しては、指揮所幹部、自衛隊連携係、自衛隊師団(又は旅団)長、自衛隊の連絡員を近接して所在するよう机の配置等を調整する。
- d 係内のシフトを決定する。
- e 本庁指揮室調整班災害派遣調整係と連絡先・シフトを共有する。
- f 班内で連絡調整係と連絡先・シフトを共有する。



(ウ) 指揮所が出来てから

- a 指揮所幹部、自衛隊師団（又は旅団）の連絡員と随時連絡調整をする。併せて、対策本部と調整の上、災害派遣要請に係る事務を進める。災害派遣の要請が受理されたら、集合場所、集合時間及び作業開始時間等を自衛隊の連絡員と調整する。派遣人員は活動内容により、自衛隊が決定する。
- b 局指揮室内における連絡調整
- c 本庁指揮室調整班災害派遣調整係との連絡調整  
連絡調整した内容は必ず共有する

(エ) その他

指揮室総括・調整班の広報・記録係から随時、マスコミに手交する写真等を入手し、広報した旨を自衛隊にも共有する。

オ 必要資機材

通信機器（P C、電話、F A X、プリンター）

カ 連絡先

本庁指揮室－災害派遣調整班

担当者氏名：

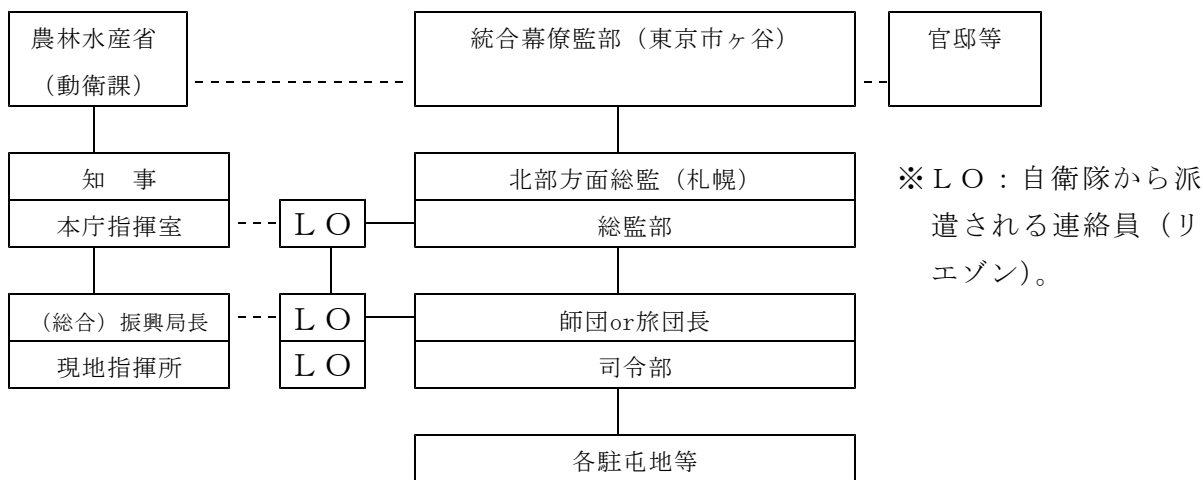
---

連絡先：

---

(参考1) 陸上自衛隊と道の関係

自衛隊連絡員を通じ、以下のように縦横で同じ情報を共有すること



(参考2) 道と自衛隊の階級対応 (イメージ)

道		陸上自衛隊	
本庁	局	職名	階級
知事・副知事	—	方面総監	将
部長	局長	師団長	
次長・局長	副局長	旅団長	将補
課長	部長	方面総監幕僚長	
主幹	課長・主幹	団長	一佐
主査	係長	総監部部長	
		師旅団司令部幕僚長	
		連隊長	二佐・三佐
		総監部課長	
		大隊長・中隊長	

(参考3)

北海道家畜伝染病防疫対策要綱 (抜粋)

第2章のIIの2の(2) 自衛隊への派遣要請等

海外悪性伝染病が発生し、道のみでは、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には、本庁対策本部は、自衛隊への派遣要請の実施について、農林水産省に協議する。

農林水産省による防衛省との協議を経て、農林水産省との協議が整った場合は、本庁対策本部が、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について、北部方面総監部と十分に調整した上で、知事(総合振興局長または振興局長)は、自衛隊(指定部隊の長)に対し、自衛隊法第83条の規定に基づき、部隊等の災害派遣を要請することができる。

(参考4)

- 1 局及び自衛隊は以下のような連絡事項を様式で定めておくことが望ましい  
災害派遣要請の様式 ((総合) 振興局→自衛隊)

(様式例)

○地政第○○○号  
○○○年○月○日

陸上自衛隊第○旅団長 様

北海道知事 ○○ ○○

災害派遣の要請について  
このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要する理由  
高病原性鳥インフルエンザ防疫に係る自衛隊派遣が必要なため
- 2 派遣を希望する期間  
○年○月○日(○)○時○分から緊急措置終了まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域  
○○町
  - (2) 活動内容  
高病原性鳥インフルエンザに係る鶏の殺処分、人員輸送、鶏舎の清掃及び消毒等の防疫作業。
- 4 派遣部隊が展開できる場所  
○○町体育館～発生農場(○○町○○番地)
- 5 派遣部隊と連絡方法
  - (1) 連絡責任者  
○○(総合)振興局地域創生部地域政策課 ○○ ○○
  - (2) 連絡先  
電話：○○○○-○○-○○○○

○○(総合)振興局地域創生部地域政策課  
TEL：○○○○-○○-○○○○  
FAX：○○○○-○○-○○○○

- 2 道から自衛隊へ情報提供する場合の様式

(様式例)

○○○年○月○日 ○○時○○分

陸上自衛隊第○旅団 ○○○○ 様

○○(総合)振興局  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部  
○○(総合)振興局○○部○○課 ○○○○  
(TEL: FAX: )

今般発生した高病原性鳥インフルエンザ(疑い事例)の防疫措置に係る対応(想定)について、現時点(○○月○○日○○時○○分)の状況をお知らせします。

農場概要	農場名 所在地 飼養状況
経過	○○月○○日 ○○時○○分発生(予定) ○○時○○分作業開始(予定)
集合施設	施設名 所在地 使用開始時間(予定) 連絡先 担当者名 TEL
防疫措置	想定防疫作業員 ○○人(内、道職員○○人)

3 自衛隊から道へ情報提供する場合の様式

様式は自衛隊の任意とするが、次の内容を記載するものとする。

- ・集合予定時間
- ・作業開始予定時間
- ・自衛隊の派遣者数・内訳
- ・自衛隊の責任者名、連絡先

4 現場の現況を報告するための様式 (道→自衛隊)

(様式例)

〇〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分

陸上自衛隊第〇旅団 〇〇〇〇 様

〇〇 (総合) 振興局  
 高病原性鳥インフルエンザ対策本部  
 〇〇 (総合) 振興局〇〇部〇〇課 〇〇〇〇  
 (TEL:                      FAX:                      )

今般発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に係る対応について、現時点(〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分)の状況をお知らせします。

農場概要	農場名 所在地 飼養状況
経過	発生時刻 殺処分開始時刻・羽数 埋却開始時刻・埋却済み量(羽、t、フレコン個数 等) 清掃作業開始時刻・作業進捗(〇棟中〇棟終了、〇棟実施中 等) 消毒作業開始時刻・作業進捗(〇棟中〇棟終了、〇棟実施中 等)
防疫措置	動員状況      のべ〇〇人(内、道職員〇〇人)      *暫定値

## 4 周辺農場防疫班

### (1) 作業内容

- ア 移動制限区域及び搬出制限区域内（以下、本項において「区域内」）の家きん飼養者に対する情報提供、指導等
- イ 発生状況確認検査及び清浄性確認検査
- ウ 移動・搬出制限の対象外とする協議に係る事務
- \* なお、移動制限区域又は搬出制限区域が複数の（総合）振興局に位置する場合、各（総合）振興局の対策本部がそれぞれ所管する区域の農場の対応を行う。

### (2) 作業手順

- ア 事前の準備
  - 防疫計画の精査にあわせ、区域内の家きん飼養者のリストの確認を進める。
- イ 家保で実施する簡易検査が陽性となった段階（Stage 3）
  - 区域内の家きん飼養者に、移動・搬出制限開始の見込み及びその内容を口頭又は電話により連絡する。
- ウ 疑似患畜が決定し、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した段階
  - (ア) 家畜防疫員が、移動制限区域内の全ての家きん飼養農場（100羽以上、ただしだちょうにあっては10羽以上を飼養するもの）に立ち入り、発生状況確認検査を行う。なお、低病原性鳥インフルエンザにあっては搬出制限区域内も対象とする。
    - 発生状況確認検査にあっては、飼養家きんの臨床的な異状の有無を確認するとともに、防疫指針に基づき必要な採材し、検査を実施する家保に送付する。検査を実施する家保は、原則として当該農場の所在地を管轄する家保家保とするが、家保職員の派遣人数等の状況を踏まえ、事例ごとに本庁対策本部指揮室防疫班が調整を行う。
  - (イ) 家伝法第52条に基づき、区域内の家きん飼養者に対し、当該農場が対象となっている移動・搬出制限が解除されるまで毎日の死亡羽数の報告を求め、その結果を本庁対策本部指揮室防疫班に報告する。なお、都道府県知事が家畜の所有者等に必要な報告を求めることができるとする家伝法第52条に係る事務は家保所長に委任されている。

## エ その他

- (ア) 区域内の家きん飼養農場における、移動・搬出制限の対象外とすることが妥当と考えられる事例を把握し、速やかに本庁対策本部指揮室防疫班に連絡する。防疫班は状況を調査し動衛課と協議を進めるが、その際の必要な情報収集等について周辺農場防疫班と連携して対応する。
- (イ) 移動制限区域内の全ての発生農場での防疫措置の完了後、10日が経過した後、清浄性確認検査を実施する。手順は発生状況確認検査と同様とする。

## (3) 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局、家保又は集合施設等に拠点を置き、公用車（各自運転）により移動する。

なお、(4) で国又は都府県に対して要請した家畜防疫員等の対応にあつては、当該獣医師の移動のための移動手段を確保する。

## (4) 人員構成

家保及び(総合) 振興局職員で対応する。

家きん飼養者への連絡、家きん飼養農場への移動にあつては当該農場が所在する市町村の協力を得て実施する。

なお、区域内の農場が多い場合、立入検査については、本庁対策本部指揮室が国又は都府県に対して家畜防疫員等の派遣を要請して対応する。

## (5) 必要資機材

立入・疫学調査係に準じる。

## (6) 連絡先

周辺農場防疫班

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

最終改定 ○年○月○日

## 5 防疫作業員への留意事項 (高病原性鳥インフルエンザ)

### 1 集合施設

○○町体育館

連絡先 現地指揮室 防疫支援班集合施設運営係 電話0000-00-0000

### 2 持参する物

- (1) 健康保険証、常用薬
- (2) 作業実施日数分の防疫作業に使用する作業着、下着、靴下ほか
  - ・着用後は各自で洗濯してください (化繊のものが早く乾くので便利です)。
  - ・厳冬期においては防寒を意識したものを持参して下さい。
- (3) ビニール袋 (集合施設内で私物を収容する)
- (4) 作業上使用する運転免許証は、消毒出来るよう密閉式の袋に入れて下さい。

### 3 作業前日までの留意事項

- (1) 防疫作業マニュアルには、あらかじめ目を通しておいて下さい。
- (2) 宿泊先は指揮室で手配します。宿泊費は各自で精算願います (後日支給)。
- (3) 公用車での移動に要した経費 (燃料代、高速道路使用料金等) を、私費で立て替えた場合は後日支給しますので、領収書かレシートを保管しておいて下さい。
- (4) 防疫作業前日は早く就寝するなど、体調管理に努めて下さい。
- (5) 支給される防寒衣等の資材を周辺地域やホテルで着用しないで下さい。
- (6) 防疫作業従事期間中及び作業終了後 7 日間は、ウイルスまん延防止のため、養鶏場、動物園、ペットショップ等の鳥類が飼養されている施設に立ち入らないで下さい。

### 4 集合施設に持っていく物

- (1) 集合施設には持参した作業着を着て向かって下さい。
  - ・必要に応じて着替えを用意して下さい。
  - ・防疫衣、長靴、手袋等は集合施設に用意してあります。
- (2) 集合施設に到着後、着替え、履いてきた靴等の私物は、持参したビニール袋に入れて一つにまとめ、袋に所属・名前を書いて、会場の指定された場所に保管して下さい。

注1 一度農場に持ち込んだ物品は消毒せずに持ち出すことは出来ません。飲食物等は集合施設に用意してありますので、貴重品 (腕時計、財布、携帯電話、指輪、金銭等) は宿泊施設で保管し、集合施設等の作業現場には持ち込まないで下さい。紛失しても責任は負えません。

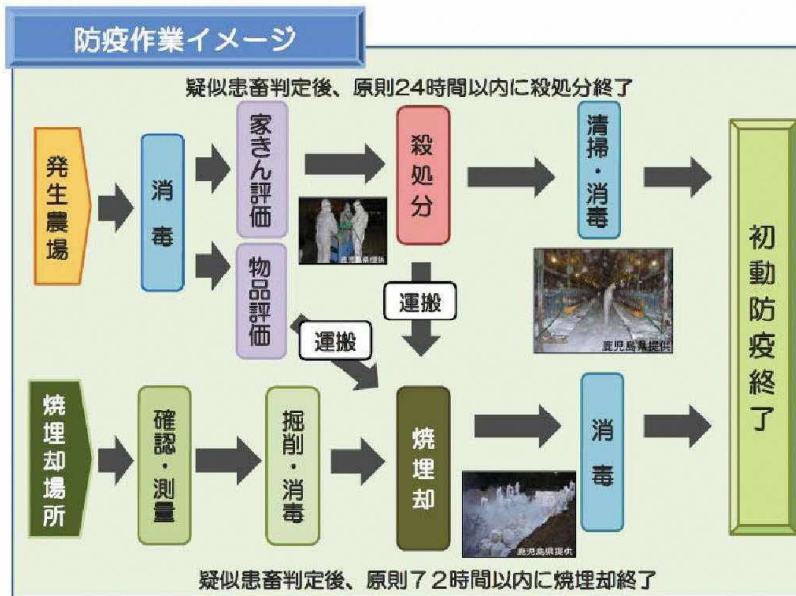
注2 農場内は禁煙です。

## 5 現地で用意されるもの

- (1) 防疫作業資材 (防疫衣、ゴーグル、手袋、ディスポキャップ、マスク、長靴等)
- (2) 食事、軽食、飲み物等

## 6 作業のイメージ

- (1) 作業イメージは次のとおりです (一日の流れは別紙 1-1、1-2 のとおり)。



- (2) 作業場所・内容によっては、作業時間が長くなる場合があります。防疫作業の趣旨をご理解の上、あらかじめご了承ください。
- (3) 作業場所には、道、自衛隊、市町村、関係団体、農場職員等が作業しています。
- (4) 作業場所は、
  - 「清浄エリア」
  - 「汚染エリア」
 に区分され、その境界には「防疫ライン」を設定し、農場や埋却地からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの持ち出しを防止しています。  
 現場の責任者から説明される入退場手順、留意事項には必ず従ってください。  
 (別紙 2)
- (5) 作業時にはウイルスの持ち出しを防ぐための防疫衣を着用していただきます。  
 (別紙 3-1、3-2)



## 7 健康管理への配慮

- (1) 受付会場で受付後体温を測り、保健師による健康調査を受け、体調の状況によっては、医師の診察を受け、作業を控えるよう助言があった場合、配属された係のリーダーに報告し指示に従ってください。なお、体調不良の自覚症状等がある場合、必ず自主申告してください。
- (2) 気温が高い場合は熱中症に注意し、休憩時間には十分に水分をとってください。
- (3) 係リーダーになった方は、気候等を考慮して、適宜休憩時間を増やすなど、防疫作業員の体調管理に留意してください。
- (4) 「トイレ」は清浄エリアに設置してあります。消毒後、防疫衣を脱いでトイレに行く必要がありますので、我慢せず、早めに係リーダーに申し出てから退場してください。
- (5) 作業終了後、10日間の健康観察期間があります。健康観察期間中はなるべく集団の場に行くことを控え、インフルエンザを疑う症状が出た場合、すぐ職場の管理者に申し出てください。

## 8 労働安全への配慮

- (1) 円滑な作業実行と、ウイルスのまん延防止のため、現地ではリーダー等責任者の指示に必ず従ってください。
- (2) 係リーダーになった方は、防疫作業員に対し安全確保のため注意事項について十分説明し、作業中は作業工程の監視や注意喚起に努めてください。
- (3) 負傷したり、薬剤や消毒薬等が目に入った場合のほか、疲労感を感じた場合等もすぐに係リーダーに申し出てください。  
特に、農場内で大量に使用する消石灰の取扱いについては、別紙4を参照してください。
- (4) 防疫作業中は、必ずゴーグルを着用してください。
- (5) 高所で作業する際は、落下しないよう足元に十分注意してください。
- (6) 農場内では重機や車両と一緒に作業します。常にそれらの動きに注意を払って作業してください。
- (7) 農場や埋却地ではクレーン等で吊り下げているものは落ちてくる危険があるので絶対に下に入らないでください。

**(別紙 1 - 1 : 農場防疫)****1 日の作業の流れ (イメージ)****宿泊施設**

↓ (専用バス、公用車等)

**集合施設 (作業開始 2 時間前集合)**

受付

健康調査

防疫作業の班の体制、作業時間についての指示

防疫衣等の着用

↓ 班ごとに移動 (専用バス)

**発生農場等**

履替テントで長靴に履き替え、汚染エリアに入る

↓

作業内容の説明

↓

作業

資材運搬

殺処分 (捕鳥、運搬、二酸化炭素ガス殺処分、フレコンバッグ投入、記録)

清掃、消毒、汚染物品の搬出、埋却等

↓

脱衣

防疫衣脱衣場所で防疫衣等を脱衣、手指の消毒後、移動用履物 (サンダル、長靴など) に履き替え、清浄エリアに移動

↓ 班ごとに移動 (専用バス)

**集合施設**

うがい、休憩、飲食

健康チェック (一日の作業終了後)

↓ 移動 (専用バス、公用車等)

**宿泊施設****■ 主な作業時間**

1	殺処分係、清掃・消毒係	作業 2 時間 + 休憩 2 時間 + 作業 2 時間
2	埋却係	作業 8 時間 (係内で交代で休憩)

(別紙 1 - 2 : 消毒ポイント)

1日の作業の流れの (イメージ)

宿泊施設

↓ (専用バス、公用車等)

集合施設 (作業開始 2 時間前集合)

受付

健康調査

作業内容の説明

防疫衣等の着用

↓ 各消毒ポイントへ移動 (公用車)

消毒ポイント (作業時間 ○時間)

↓

消毒スペースに誘導、停車、車両消毒、記録・書類発行 等

↓

作業終了

↓

防疫衣等の脱衣

↓ 移動 (公用車)

集合施設

うがい、休憩、飲食

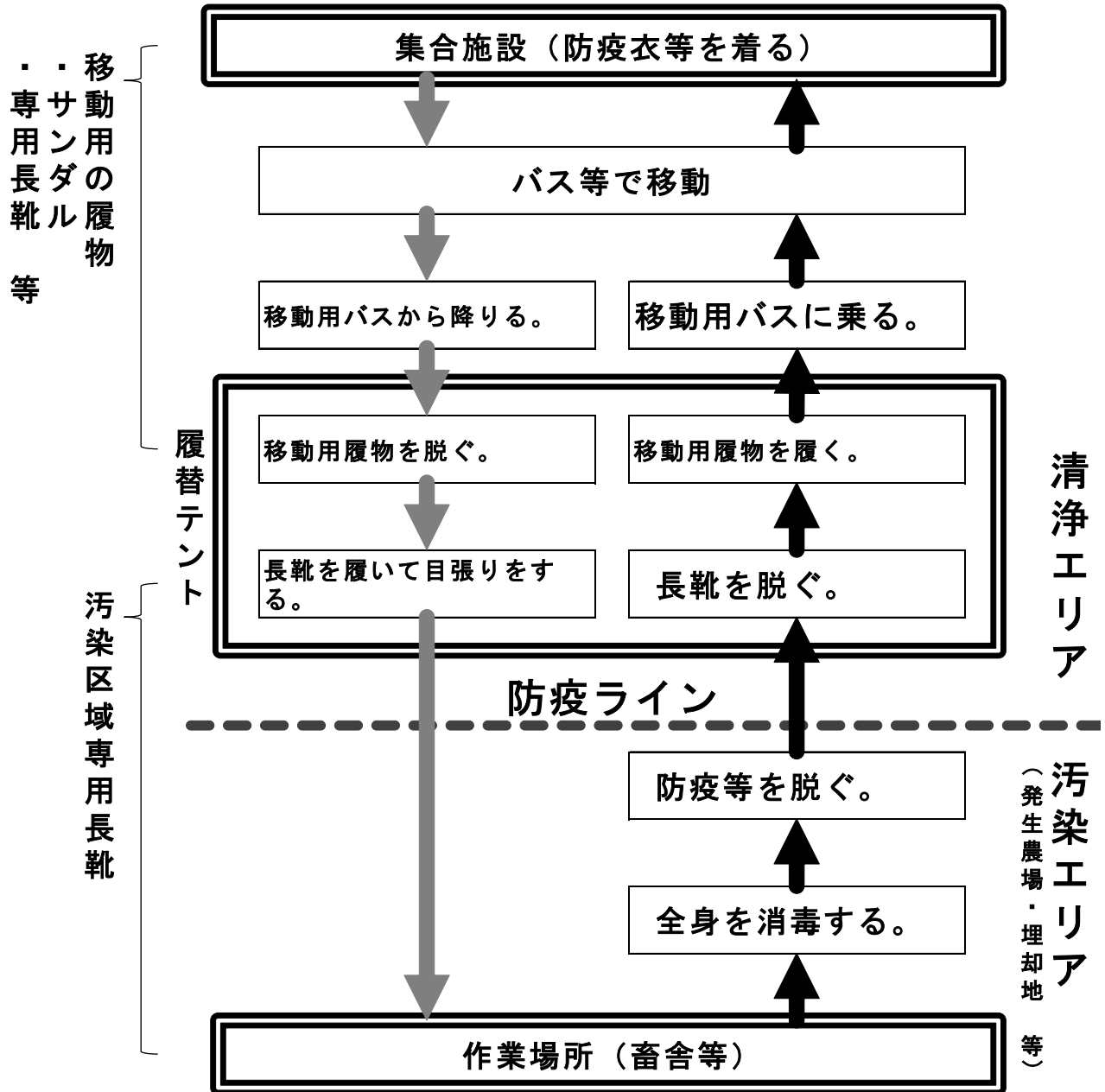
健康調査 (一日の作業終了後)

↓ 移動 (専用バス、公用車等)

宿泊施設

(別紙2)

農場内のエリア区分・入退場手順の概要



- 集合施設から作業場所までの往復、作業中の防疫衣、履物については現地で用意されています。担当者の指示に従って着用をお願いします。
- トイレ、休憩所を用意しています。使用時の手順等についても同様に担当者の指示に従ってください。

\* 配付時の留意事項：農場テントの配置見取図等があれば添付する。

(別紙 3 - 1)

## 防疫衣の着衣手順について

### 防疫衣の着衣手順

1 目的  
防疫作業員をウイルスの感染から守る

2 資材  
ゴーグル、キャップ、マスク  
防疫衣 2枚  
(外側の上半身に、係名、所属、名字の順に記入) ※背中にも  
薄手手袋、厚手手袋、長靴  
(寒いとき) 防寒靴下、防寒インソール、カイロ  
(重機のそば、高所で作業する場合) ヘルメット

3 着衣手順



毛髪と耳はキャップの中  
マスクは顔に密着させる  
(長髪は束ねておくこと)

フードを2枚かぶってから  
ゴーグルをつける

薄手手袋をつける

厚手手袋の中に防  
疫衣の袖を入れ込む

布テープで  
目張りをする

布テープの端を  
折り返しておく  
後ではがしやすい

内側の防疫衣は必  
ず長靴の中

外側の防疫衣は  
必ず長靴の外

しゃがんだ状態で  
裾を目張りする

ワンポイントアドバイス:  
防疫衣の袖は、袖を握ってから  
薄手手袋をはめるとうまく入れ込める

捕鳥の際に防疫  
衣が損傷する恐  
れがある場合は  
布テープで補強



(別紙3-2)

## 防疫衣の脱衣手順について

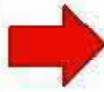
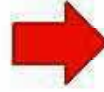
## 防疫衣の脱衣手順

## 1 要点

脱衣の過程で外側の汚染部分で内側を汚染させないように脱衣する。

## 2 脱衣手順

## (1) 消毒

消毒薬を全身に受ける  
(その場で回る)長靴の汚れをできるだけ落とす  
(靴底も)

厚手手袋の汚れを落とす

## (2) 脱衣



目張り(腕と足)を外す



ゴーグルを外す



フードを外しチャックを全開に(内側に触れない)

厚手手袋をはずす  
(内側に触れない)外側防疫衣を脱ぐ  
(表面に触れないよう  
内側をつまむ)踏みつけるなどして  
長靴を引き抜くフードを外し、チャックを  
全開に(内側に触れない)マスクを外す  
(ゴムを持って)キャップを外す  
(外側をつまんで)内側防疫衣を脱ぐ  
(衣服に触れない)内側手袋を裏返すように外す  
(手に触れない)

手指の消毒

## (別紙4)

## 消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は比較的安全な物質ですが、強いアルカリであるためその取扱いには注意が必要です。

**注意点**

- 1 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
- 2 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
- 3 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
- 4 子供の手の届かない所に保管してください。

**使用する際には**

- 1 保護メガネ（目に入らないようにします。）
- 2 保護手袋（ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにします。）
- 3 保護マスク（吸い込んだり、飲み込まないようにします。）
- 4 保護衣服（防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにします。）

**万が一の際には**

目に入った場合：直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要があります。

吸い込んだ場合：新鮮で清浄な空気のある場所に移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受けてください。

飲み込んだ場合：直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受けてください。

皮膚に付いた場合：直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布してください。

(農林水産省防疫作業マニュアル抜粋)

## 連絡先

現地指揮室 防疫支援班健康管理・感染症対策係 電話0000-00-0000

医療機関〇〇〇〇 電話0000-00-0000





北海道高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫  
対応マニュアル

製作編集 北海道農政部生産振興局畜産振興課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5441 (ダイヤルイン)

FAX : 011-232-1064

発行 令和3年(2021年)5月